

モバイルサービス タイプ d 重要事項説明

モバイルサービスについて

- 当社が提供する MVNO(仮想移動体通信事業者)サービスの総称です。モバイルサービス タイプ d とモバイルサービス タイプ a があります。

モバイルサービス タイプ d について

- モバイルサービス タイプ d は、株式会社 NTT ドコモの LTE(Xi(クロッシィ)) 網および FOMA 網を利用したインターネット接続サービスです。SMS 機能付き SIM カード、音声通話機能付き SIM カードから選択でき、音声通話機能付き SIM カードを用いることで通話サービスも利用できます。

モバイルサービス タイプ d の契約条件について

- モバイルサービス タイプ d は、インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者(総称して、以下「主サービス加入者」といいます。)に対し、そのいずれか一方のオプションサービスとして提供されるものとします。この条件が満たされなくなった場合、モバイルサービス タイプ d は解約となります。
- 主サービス加入者でない方については、主サービス加入者と同一住所の方に限り契約者となることができます。
- モバイルサービス タイプ d の申し込みには本人性確認、委任状および同意書が必要となります。(本人性確認、委任状および同意書等については、別項「本人性確認について」および「委任状および同意書について」をご確認ください。)
- 主サービス加入者が未成年の場合、自身の名義以外でモバイルサービス タイプ d の契約を申し込むことはできません。

契約件数について

- モバイルサービスにおいて同一名義での大量不正契約防止を図るため、契約件数を設定させていただいております。モバイルサービスの契約は、1の主サービス加入者または1のモバイルサービス契約者に対して、契約回線数は5回線までとさせていただきます。なお、モバイルサービス タイプ d の申し込みの氏名が異なっても、同一の契約者と当社が判断した場合は、超えた回線分の申し込みを取り消しさせていただく場合があります。

本人性確認について

- モバイルサービス タイプ d の申し込みには、申込内容に相違がないかの確認のため、モバイルサービス タイプ d 申込者の運転免許証等の本人性確認のための書類が必要です。また、すでに当社のモバイルサービスを利用中の場合であっても、モバイルサービス タイプ d の申し込みには再度モバイルサービス タイプ d 申込者の本人性確認が必要になります。
- モバイルサービス タイプ d 申込者とモバイルサービス タイプ d 契約者が異なる場合は、申込内容との相違がないかの確認のため、モバイルサービス タイプ d 契約者の運転免許証等の本人性確認のための書類が必要です。また、すでに当社のモバイルサービス タイプ d を利用中の場合であっても、モバイルサービス タイプ d の申し込みには再度モバイルサービス タイプ d 契約者の本人性確認が必要になります。

委任状および同意書について

- モバイルサービス タイプ d 申込者(主サービス加入者)とモバイルサービス タイプ d 契約者が異なる場合は、モバイルサービス タイプ d 契約者がモバイルサービス タイプ d 申込者を申し込みの代理人とする旨の書類(以下「委任状」といいます。)が必要です。また、すでに当社のモバイルサービスを利用中の場合であっても、モバイルサービス タイプ d の申し込みには再度モバイルサービス タイプ d 契約者の委任状が必要になります。
- モバイルサービス タイプ d 申込者とモバイルサービス タイプ d 契約者が異なる場合は、モバイルサービス タイプ d 申込者がモバイルサービス タイプ d 契約者に代わりモバイルサービス タイプ d に係る一切の料金を当社に支払うことを同意した旨の書類(以下「同意書」といいます。)が必要です。また、すでに当社のモバイルサービスを利用中の場合であっても、モバイルサービス タイプ d の申し込みには再度、同意書が必要になります。
- 未成年がモバイルサービス タイプ d の契約を申し込む場合、親権者が同意した旨の書類(以下「親権者同意書」といいます。)と親権者の本人性確認のための書類が必要です。また、すでに当社のモバイルサービスを利用中の場合であっても、モバイルサー

ビス タイプ d の申し込みには再度、親権者同意書と親権者の本人性確認が必要になります。

提供エリアについて

- 日本国内において株式会社 NTT ドコモが提供する LTE (Xi(クロッシィ)) のサービスエリアのほか FOMA のサービスエリアで利用できます。
- SMS 機能付き SIM カードでは、株式会社 NTT ドコモが提供する国際ローミングサービスは利用できません。
- 音声通話機能付き SIM カードでは、国際ローミングサービスの利用が可能ですが、海外でのデータ通信は利用できません。
- SMS 機能付き SIM カードでの SMS は、海外への送信はできますが、海外では利用できません。
- 音声通話機能付き SIM カードでの SMS は、海外への送信および海外での利用ができます。
- 申し込みの際には、株式会社 NTT ドコモが提供する Xi(クロッシィ) エリアマップにてサービス提供エリア内であることをご確認ください。
- 提供エリア内であっても電波状況等により利用できない場合があります。また、株式会社 NTT ドコモにおける設備の変更や新設・撤去等により、提供エリアが変更になる場合があります。

緊急通報について

- 音声通話機能付き SIM カードは、緊急通報(110 番や 119 番など)ができますが、SMS 機能付き SIM カードでは緊急通報はできません。

フィルタリングサービスについて

- 「青少年インターネット環境整備法」より、利用者が 18 歳未満の方である場合、保護者からの不要の申し出がない限り、フィルタリングサービスの利用が法律上義務付けられています。当社では、フィルタリングサービスとして、セキュリティサービス「i-フィルター for ZAQ」を提供しております。(オプションサービス「スマホ補償パック」に付随するエフセキュアのモバイルセキュリティ「F-Secure Mobile Security」でもフィルタリングサービスをご利用いただけます。)

通信速度について

- 通信速度はバンドルクーポンの残量や追加クーポンの残量によって異なります。バンドルクーポンや追加クーポンを利用しない通信の場合は、200kbps^{※1} に制限されます。
(※1) 3 日あたりの通信量が 366MB を超えた場合、通信の速度を制限する場合があります。
- バンドルクーポンや追加クーポンにて通信量に残量がある場合は、通信方式に合わせた通信速度で利用いただけます。
- 通信速度は送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。
 - LTE 通信方式 : 下り最大 682Mbps/上り最大 50Mbps^{※2}
 - 3G 通信時 : 下り最大 14Mbps / 上り最大 5.7Mbps^{※3}(※2) 受信時最大 682Mbps は、東名阪エリア 35 都市に限りです。対応エリアの詳細については株式会社 NTT ドコモの WEB にある「[サービスエリア](#)」でご確認ください。Xi(クロッシィ) エリア外の場合、FOMA エリアでも利用いただけます。Xi(クロッシィ) エリア内でも、電波状況により FOMA での通信となる場合があります。
(※3) FOMA ハイスピードエリア内であっても、場所によっては送受信ともに最大 384kbps の通信となる場合があります。FOMA ハイスピードエリア外の FOMA エリアにおいては、送受信ともに最大 384kbps の通信となります。
- 携帯情報端末・通信端末の仕様によって通信速度の最大値は異なります。実際の通信速度は、ベストエフォート方式による提供となり、通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。

クーポンについて

- クーポンには、バンドルクーポンと追加クーポンの 2 種類があります。
- 最大 200kbps に制限された標準の通信速度は、バンドルクーポンに付与された通信量または追加クーポンで通信量を購入することにより、それぞれの通信量に達するまで通信速度の制限が解除されます。
- 追加クーポンのデータ量は、次の通りです。100MB (1,024byte × 1,024 倍 [=1MB] × 100 倍 [=100MB] = 104,857,600byte)
- 追加クーポンの通信量は、利用期限が短いものから利用されます。

バンドルクーポンについて

- スタンダードプランまたはビッグプランに毎月 1 日に配られる一定量のクーポンをバンドルクーポンといいます。ミニプランにはバンドルクーポンがありません。
- バンドルクーポンの利用期限はデータ通信量が付与された月の翌月末日までです。利用期限を経過したデータ通信残量は消滅します。
- 利用開始月に付与されるバンドルクーポンは、サービスの利用開始日から月末までの日割り(10MB 単位)となります。
- (「バンドルクーポン÷該当月間の暦日×月末までの残日数」を 10MB 単位に繰り上げ。)

追加クーポンについて

- 一回の追加クーポンは 100MB 単位(最大 1,000MB まで)となり、計 30 回までの追加クーポンを購入できます。
- 追加クーポンは、追加した月の翌月から起算して 3 ヶ月目の月末までが利用期限となります。利用期限で未使用の通信残量は消滅します。(例:1 月に購入した追加クーポン⇒4 月末まで有効)
- 追加クーポンの取り消しおよび利用料金の返還または減免は行いません。
- スタンダードプランまたはビッグプランを利用の方は、バンドルクーポンの通信残量がある場合でも追加クーポンを購入できます。
- 追加クーポンの料金は、お申し込み月の翌月に請求されます。

SIM カードについて

- 提供する SIM カードのタイプは、SMS 機能付き SIM カード、音声通話機能付き SIM カードとなり、「マルチSIMカード」の提供となります。
- モバイルサービス タイプ d の SIM カードは、当社からのレンタルとなります。SIM カードは端末に対応したサイズに切り取ってご利用ください。
- 利用中の SIM カードを変更することができます。なお、手続きはお問い合わせください。(変更費用 3,000 円(税抜))
- SIM カードを変更する場合、電話番号が変わる場合があります。SMS 機能付き SIM カードと音声通話機能付き SIM カード間での機能変更は電話番号が変わりますのでご注意ください。
- SIM カードを紛失・破損等により利用不可となった場合、当社にお問い合わせください。SIM カードの再発行を行います。(再発行費用 3,000 円(税抜))
- SIM カードの変更・再発行時に、利用していた SIM カードに割り当てられた通信量(10MB 未満)は引き継ぎされませんのでご注意ください。音声通話機能付き SIM カードを同じ番号で再発行する場合のみ割り当てられた通信量の引き継ぎが可能です。音声通話機能付き SIM カードでも番号が変わる場合の通信量は引き継がれません。
- SIM カードの変更・再発行(紛失・破損を含みます。))に伴い発生するモバイルサービス タイプ d を利用できない期間について、料金の減免等を行いません。
- モバイルサービス タイプ d を解約または SIM カードを変更された場合、利用していた SIM カードは下記までご返却ください。返送にかかる費用はお客様負担となります。なお、返却いただけない場合、別途 SIM カードの実費費用(3,000 円(税抜))を請求する場合がありますのでご注意ください。

<返却先> 〒630-0213 生駒市東生駒 1-70-1 近鉄東生駒ビル2F
近鉄ケーブルネットワーク(株) 業務課 宛

SMS 機能付き SIM カードについて

- SMS 機能付き SIM カードで提供する SIM カードはデータ通信専用となりますので、SIM カードに割り当てられている電話番号で音声の発着信はできません。

音声通話機能付き SIM カードについて

- 音声通話機能付き SIM カードでは、標準で「転送電話」「国際ローミング」「国際電話」「迷惑電話ストップサービス」「遠隔操作」が利用できます。
- 国際ローミングの利用停止目安額として、50,000 円/月が設定されています。この設定額の変更はできません。^{※4}
- 国際電話の利用停止目安額として、20,000 円/月が設定されています。この設定額の変更はできません。^{※4}
(※4) 格安電話サービスには利用停止目安額は設定されていません。
- 利用停止目安額を超過しても、直ちに利用が制限されない場合があります。また、利用停止目安額を超えて利用された場合で

あっても、発生した利用額の減免はいたしません。

- 国際ローミングでは、通話の発信・着信のそれぞれに料金が発生します。
- 国際ローミングおよび国際電話の利用可能な国や地域は、株式会社 NTT ドコモの WEB にある「[海外でつかうときの通話・通信料・サービスエリア検索](#)」または「[国際電話の通話・通信料・サービスエリア検索](#)」の各エリア検索をご確認ください。
- 音声通話機能付き SIM カードにおいて他の携帯電話事業者で利用中の携帯電話番号を「MNP 転入」にて継続利用が可能です。
- MNP 転入時には、他の携帯電話事業者で発行された「MNP 予約番号」、「予約番号有効期限日」、「携帯電話番号」の申請が必要です。なお予約番号の有効期限が 10 日以上残っている必要があります。10 日以上有効期限が無い場合は MNP 予約番号の再発行が必要となります。
- MNP 転入の際、SIMカード(端末)が届きましたら、KCNに開通連絡をお願いします。開通作業が完了しましたら、KCNメールアドレス(インターネットの契約がないお客様は申込書にご記入のメールアドレス)までお知らせします。ご連絡がない場合は、MNP 予約番号の有効期限当日に、当社にて切替作業を行います。
- 音声通話機能付き SIM カードで利用中の電話番号を他の携帯電話事業者で利用するための「MNP 転出」が行えます。MNP 転出をご希望の方は、モバイルサービス契約者様用ページをご確認ください。なお、MNP 転出成立時に、MNP 転出手数料 3,000 円(税抜)がかかります。
- MNP 転出成立時に、該当する音声通話機能付き SIM カードの最低利用期間を満了していない場合は音声契約解除手数料がかかります。(最低利用期間と音声契約解除料については、別項「最低利用期間と契約解除料について」をご確認ください。)
- MNP 転出に必要な予約番号は、モバイルサービス契約者様用ページをご確認ください。

料金プランの変更および SIM カードの変更について

- 料金プラン(ミニプラン、スタンダードプラン、ビッグプラン)の変更については、モバイルサービス契約者様用ページよりお申し込みください。なお料金プランの変更は翌月からの適用となります。
- SMS 機能付き SIM カードから通話機能付き SIM カードへの変更については、モバイルサービス契約者様用ページよりお申し込みください。ただし SIM カードの変更に伴い、電話番号は変更になります。なお月の途中で SIM カードの変更をした場合でも、変更後の料金プランは翌月からの適用となります。
- 通話機能付き SIM カードから SMS 機能付き SIM カードへの変更については、KCN お客様センター(TEL:0120-333-990)までご連絡ください。ただし SIM カードの変更に伴い、電話番号は変更になります。なお月の途中で SIM カードの変更をした場合でも、変更後の料金プランは翌月からの適用となります。
- SIM カードの変更に伴い、契約解除料、手数料等が必要な場合があります。なお契約解除料、手数料等の支払いについては別に定めます。
- SIM カードの変更に伴い電話番号の変更がある場合は、利用していた SIM カードに割り当てられたバンドルクーポンおよび追加クーポンの引き継ぎはできません。

携帯情報端末・通信端末について

- モバイルサービス タイプ d で提供している携帯情報端末・通信端末、もしくはお客様でモバイルサービス タイプ d に対応した LTE または 3G に対応した技術基準に適合の携帯情報端末・通信端末をご用意ください。
- SIM フリーの端末や、株式会社 NTT ドコモの端末は、SIM ロックの解除は必要ありません。株式会社 NTT ドコモ以外の端末を利用の場合は、SIM ロックの解除が可能かどうかも含め、利用可否を事前に提供元へご確認ください。なお、SIM ロックの解除を行ったとしても利用できるとは限りません。
- モバイルサービス タイプ d で提供している携帯情報端末・通信端末は、一括払いもしくは、割賦販売(24 回)となります。
- モバイルサービス タイプ d で提供している携帯情報端末・通信端末のみの購入サービスはありません。
- モバイルサービス タイプ d で提供している携帯情報端末・通信端末は、SIM カードの挿入およびデータ通信に必要な設定は当社で行いますので、ご了承ください。
- 携帯情報端末・通信端末は、従来の携帯電話に比べ「強制終了」や「フリーズ」の頻度が高まりやすいので、ご注意ください。
- 一部のアプリケーションや、アプリケーションの機能等が利用できない場合があります。
- 電子マネーにチャージしている金額等は移行いたしかねます。また電子マネーが利用できない場合があります。
- 電話帳や各種データの移行はいたしかねます。

利用料金について

- モバイルサービス タイプ d の月額料金およびオプション利用料金等については、当社ホームページの料金案内をご確認ください。
- SIMカードの発送日がモバイルサービス タイプ d の利用開始日となります。(MNPの場合は、電話開通日が利用開始日となります。)
- モバイルサービス タイプ d の月額料金およびスマホ補償パックの料金等は、利用開始月(利用開始日を含む月)は無料となり、利用開始月の翌月より料金が発生します。
- モバイルサービス タイプ d の月額料金・050IP 電話サービスの月額料金およびスマホ補償パックの料金等の請求は、利用された月の翌月となります。
- 利用開始日以降に利用された通話料および SMS 送信料の請求は、利用された月の翌々月となります。
- 追加クーポンについては、都度クーポン料金が発生し、お申し込み月の翌月に請求となります。
- 登録手数料は、1 契約毎の料金となります。
- モバイルサービス タイプ d の登録手数料は、SIMカードの発送日(利用開始日)がその月の 20 日までの場合は翌月請求、21 日から末日までの場合は翌々月の請求となります。
- 050IP 電話サービスの登録手数料は、申込日がその月の 20 日までの場合は翌月請求、21 日から末日までの場合は翌々月の請求となります。
- モバイルサービス タイプ d 契約は月単位となりますので、解約月における月額料金の日割りには対応しておりません。音声通話機能付き SIMカードを利用し、MNP 転出を行った場合でも転出が成立した月の月末まで月額料金が発生します。
- モバイルサービス タイプ d は、SIMカード 1 枚につきユニバーサルサービス料を月額料金とともに請求します。
- SMS 機能付き SIMカードの SMS 送信料および音声通話機能付き SIMカードの通話料・SMS 送信料は従量課金となります。
- 音声通話機能付き SIMカードを解約した後でも、回線の解約処理の状況により通話や SMS 送信などの機能が利用可能な場合があります。解約後も通話や SMS 送信などを利用された場合の従量課金は、解約日にかかわらず発生した料金を請求します。
- 電報サービスその他音声通話機能に付帯して株式会社 NTT ドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、株式会社 NTT ドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

接続について

- 通信の公正利用を目的として、直近 3 日間で 366MB(300 万パケット相当)以上を利用された回線に対して翌日 24 時間、他の回線に比べ通信が遅くなる場合があります。なお、バンドルクーポンや追加クーポンを利用した接続時は帯域制限がかかりません。
- 一定時間以上にわたって接続を継続する場合には、当該接続を切断する場合があります。
- 一定時間以上無通信状態が続く場合には、当該接続を切断する場合があります。
- モバイルサービス タイプ d で割り当てられる IP アドレスは、プライベート IP アドレスになります。プロトコルの制限は行っておりませんが、グローバル IP アドレスの利用を前提としたアプリケーションは、利用いただけない場合があります。

解約について

- 契約者は、利用開始月を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、契約者は当社所定の方法にて解約希望月の 25 日までに、解約の申し出を行うものとします。なお解約に伴う解約費用、契約解除料の支払いについては別に定めます。

初期契約解除制度について

- 音声通話機能付き SIMカードをお申し込みの場合、初期契約解除制度の対象となります。
- 契約者は、「お申込内容のご案内」書面の受領日から起算して 8 日を経過するまでの期間、文書によりそのお申し込みの撤回、または契約の解除を行うことができます。
- お申し込みの撤回、または契約の解除を行う場合、上記の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- モバイルサービス タイプ d 開通後は、通信料、通話料、事務手数料、携帯情報端末・通信端末代金はご請求させていただきます。
- 新たに電話番号を発行してモバイルサービス タイプ d にお申し込みの場合、初期契約解除での MNP 転出はできません。

最低利用期間と契約解除料について

「音声通話機能付き SIM カード」

- 音声通話機能付き SIM カードの場合は、利用開始月の翌月(1ヵ月目)より12ヵ月間が最低利用期間となります。最低利用期間内で解約(MNP 転出による解約も含みます)、もしくは音声通話機能付き SIM カードから SMS 機能付き SIM カードへ変更した場合、音声契約解除料が発生します。13ヵ月目以降の音声契約解除料は発生しません。

音声契約解除料

利用開始月の翌月 (1ヵ月目)	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目
9,600 円	8,800 円	8,000 円	7,200 円	6,400 円	5,600 円
7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
4,800 円	4,000 円	3,200 円	2,400 円	1,600 円	800 円

「携帯情報端末・通信端末」

- モバイルサービス タイプ d で提供している携帯情報端末・通信端末の場合は、一括払いもしくは、割賦販売(24 回)となります。個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、モバイルサービス タイプ d 契約が解除された場合は賦払金の残金全額(端末代残金)を一括でお支払いいただきます。

「スマホ補償パック」

- スマホ補償パックの場合は、利用開始月の翌月より 36 ヶ月間が最低利用期間となります。最低利用期間内で解約した場合、契約解除料が発生します。(端末交換なしの場合は除く)
- 37 ヶ月目以降、契約解除料は発生しません。
- 37 ヶ月目以降の端末交換サービスは適用外となります。
- 一度解約された携帯端末で、再度スマホ補償パックの加入はできません。

SIM カード・携帯情報端末・通信端末配送について

- SIM カードおよび携帯情報端末・通信端末の着荷予定日は、お申し込みいただいてから 10 日間程度(土日祝除く)で到着いたします。なお、申込み内容の不備や在庫状況により、配送物の到着までお時間をいただく場合があります。
- SIM カードおよび携帯情報端末・通信端末は、ご本人様所在の確認のため「転送不可」「営業所受取不可」にて発送します。
- 到着日時の指定は承っておりません。ご不在の場合は不在伝票での対応となります。
- モバイルサービス タイプ d 契約者で発送物を受領できず、再発送となった場合の送料はお客様負担となります。
- 長期のご不在や発送先の誤り等で、当社に発送物が戻った場合でも、所定のサービス利用料金は発生します。またご連絡がとれない場合などはご解約とさせていただきます(ご解約となった場合、通常のご解約と同じ扱いとなり、音声契約解除料、スマホ補償パックの契約解除料の対象となります。)

モバイルサービス タイプ d で提供の携帯情報端末・通信端末故障について

- 1 年間のメーカー保証となります。保証期間については保証書をご確認ください。
- 修理・交換期間における代替機はありません(スマホ補償パックの加入者は除く(但し、37 ヶ月目以降は適用外))。修理・交換時のサービスが利用できない期間の利用料金に対する返還または減免は行いません。携帯情報端末・通信端末のサポートにつきましては、お問い合わせください。
- 携帯情報端末・通信端末の初期不良時は、新品との交換になる場合があります。その際のデータの移行等はいいたしかねます。

※「Xi(クロスィ)」、「FOMA」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。